

## 参考

### 関連規則等

#### 福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要綱

##### (調査審議事項)

第3条 専門分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項第1号に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定及び第2号に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項

(7) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項

(8) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等、第21条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令及び第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

2 前項第2号の利用定員の設定、同項第7号の家庭的保育事業等の認可、同項第8号の保育所の設置認可及び同条第11号の幼保連携型認定こども園の設置認可に際し、本市の施設整備に関する補助金の交付を必要とする場合は、当該補助金に係る予算の編成時まで、設置の必要性について調査審議を行うものとする。

### 認定こども園の認可基準

#### <園舎面積>

- 幼稚園基準・・・学級数に応じた園舎の面積  
1学級：180㎡  
2学級以上：320㎡+100㎡×(学級数-2)
  - 保育所基準・・・保育室又は遊戯室：1.98㎡×2歳以上児定員  
乳児室、ほふく室：3.3㎡×定員
- いずれの基準も満たすこと。

#### <園庭の設置・面積>

- 幼稚園基準・・・2学級以下：330㎡+30㎡×(学級数-1)  
3学級以上：400㎡+80㎡×(学級数-3)
- 保育所基準・・・満3歳以上：3.3㎡×3歳以上児定員  
幼稚園基準、保育所基準いずれか大きい方と、  
3.3㎡×2歳児定員 を合算した面積を満たすこと。